

# 社会保険労務士法人 OCHI OFFICE 事務所便り

**2020年2月号** ■最新・行政の動き ■実務に役立つQ&A  
■ニュース ■今月の実務チェックポイント  
■送検

## ◆最新・行政の動き

厚生労働省は、令和2年通常国会に、雇用保険法・労災保険法・高年法等を一括して改正する法案を提出する方針です。

雇用保険に関しては、令和2年度以降も2年間、雇用保険率の低減措置（1年目は原則1000分の9を予定）を継続します。令和4年から65歳以上を対象にダブルワーカーの保険加入制度を整備し、令和7年から高年齢雇用継続給付の給付率を引き下げます（最大10%に変更）。

労災保険については、ダブルワーカーの被災時に、非災害発生事業場の賃金額も加味して給付額を決定する仕組み等を導入します（公布から6カ月以内）。

高年法も改正し、70歳までの就労機会確保に向け、事業主に対して就業確保措置（創業支援等措施を講じた事業主除く）を講じる努力義務を課します（令和3年度から）。

### <連絡先>

**社会保険労務士法人 OCHI OFFICE**

足利オフィス：栃木県足利市葉鹿町 1-28-32

電話：0284-64-1522 FAX：0284-64-0245

太田オフィス：群馬県太田市東別所町 88-6

電話：0276-57-6623 FAX：0276-57-6624

OCHIOFFICE 検索

越智法務行政書士事務所 検索



## ◆ ニュース

### 第1段階は100人超規模が対象 社会保険の適用拡大

年金関連についても、通常国会に公的年金と企業・個人年金の双方について改正法案が提出される見通しです。

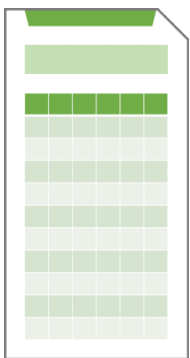
「本丸」の公的年金ですが、社会保障審議会では年末に議論の整理を行いました。

被用者保険の拡大に関しては、令和4年10月に100人超規模、令和6年10月に50人超規模まで適用することを基本とします。短時間労働者（4分の3未満）への適用要件に関しては、1年以上雇用見込みの勤務期間要件を撤廃するとしています。

年金の支給開始時期については、選択の幅を60～75歳に広げます。60歳代前半の在職年齢も調整基準を引上げ（47万円）、就労を支援します。

企業年金関連では、確定拠出年金の中小企業向け制度の拡大（簡易型DCの対象範囲を300人以下に拡大など）等の改正を予定しています。

### 法人理事の労働者性認める タイムカードで勤怠管理



学校法人が団交に応じないのは不当労働行為に当たるとして労働組合が救済を求めた事案で、神奈川労働委員会は、元理事の労働者性を認めました。

理事は委任や委託契約が通常ですが、タイムカードによる時間管理や固定残業代の支給などから、労働委員会は実質的に「雇用契約」と判断しました。職務内容は幼稚園の日常の運営管理で、人事権限もありませんでした。契約条件を定める書面の表題が「雇用契約書」と記されていた点も、カギとなりました。

元理事は幼稚園教諭として入社した後、園長に就任しましたが、理事会で退任が議決されました。そこで、合同労組に加入し、雇止め撤回を求めて団交を申し入れました。学校法人は、最初の団交で「理事は労働者でない」と回答した後、団交を拒否していたため、合同労組が救済申立てを行ったものです。

### 施行半年で219人 特定技能の外国人受入れ

総務省の発表によると、「特定技能1号」の資格で在留する外国人数は、9月末現在、全国で219人とどまっています。

平成31年4月にスタートした「特定技能資格制度」は、介護、建設、産業機械製造業、外食など人手不足が顕著な14分野に限り、外国人の就労を認める仕組みです。

都道府県別で最も多いのは岐阜の29人で、愛知24人、大阪20人と続きます。一方、人数ゼロは21県に上り、人手不足の深刻な地方で苦戦が目立ちます。国籍は、ベトナム93人、インドネシア33人、フィリピン27人など東南アジアが上位を占めました。





## ◆ 今月の実務チェックポイント

### — 被保険者または家族が亡くなったとき —

今回は被保険者あるいは被保険者のご家族の方が亡くなったときの給付について説明します。

#### ○ 被保険者が亡くなったとき

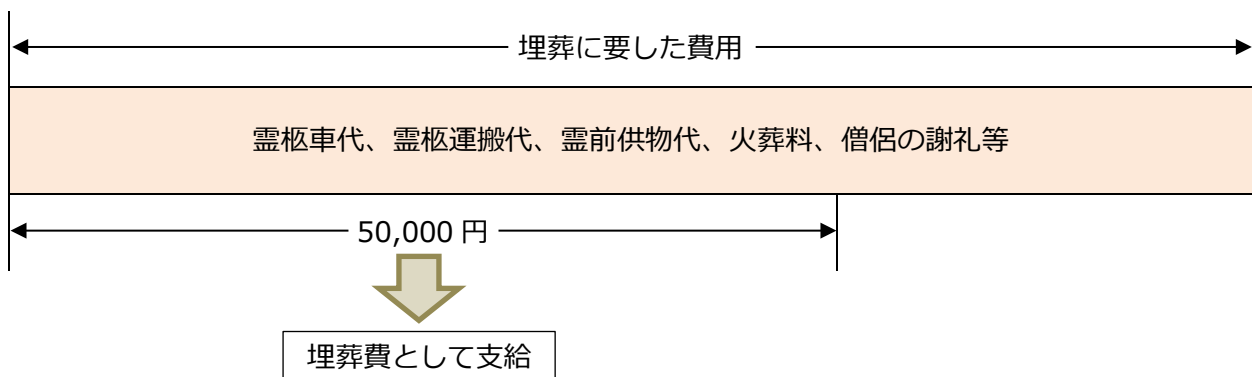
業務外の事由で被保険者が亡くなった場合は、健康保険から 50,000 円の「埋葬料」がご家族の方に支給されます。この場合のご家族の方とは、被保険者により生計を維持されていた方で、埋葬を行う方がこれにあたり、健康保険の被扶養者でなくてもよく、被保険者と同居している必要もありません。また、亡くなった被保険者に生計を維持していた家族がいない場合などは、現に埋葬を行った方に、埋葬料の額の範囲内（50,000 円以内）で、実際に埋葬に要した費用が「埋葬費」として支給されます。

※生計を維持されていた方とは

被保険者によって生計を維持されていた方で、生計費の全部を維持されている必要はなく、一部のみ維持されていた方も含まれます。さらに、被保険者が世帯主である世帯に属している、あるいは同居・別居・同一世帯であるかといったことは問われません。

※埋葬費の支給対象となる費用

「実際に埋葬に要した費用」とは、霊柩車代、霊柩運搬代、霊前供物代、火葬料、僧侶の謝礼等が対象となり、飲食の費用等は含まれません。



#### ○ ご家族の方が亡くなったとき

健康保険の被扶養者となっている家族が亡くなったときは、被保険者に対して 50,000 円の「家族埋葬料」が支給されます。

#### ○ 被保険者の資格を喪失した後の埋葬料（費）

被保険者が健康保険の被保険者であることの資格を喪失した後に亡くなった場合は、埋葬料または埋葬費が支給されます。ただし、次のいずれかに該当しなければなりません。

- ① 健康保険の被保険者であった方が、資格喪失後 3 カ月以内に亡くなった場合
- ② 健康保険の被保険者であった方が、資格喪失後の傷病手当金または出産手当金の継続給付を受給しているとき（受給中）に亡くなった場合
- ③ 健康保険の被保険者であった方が、資格喪失後の傷病手当金または出産手当金の継続給付の受給が終了してから 3 カ月以内に亡くなった場合

#### ○ 埋葬料（費）の注意点

埋葬料（費）は健康保険の給付であるため、業務外の事由による死亡であることが要件となります。健康保険の被保険者であっても、業務上または通勤災害が原因での病気やけがによる死亡については、健康保険の埋葬料（費）は支給されず、労災保険の葬祭料または葬祭給付が支給の対象となりますのでご注意ください。

